平成２７年（フ）第１２３号
栃木県足利市小俣町1684番地６　オーク・ヴィレッジＢ106、前住所栃木県足利市葉鹿町1393番地１　シルフィードＢ202
債務者　永島由美子（旧姓鈴木・山本）
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第１０号
栃木県佐野市石塚町568番地13　県営石塚住宅243、前住所栃木県佐野市赤見町2949番地１プランドールＢ201
債務者　田口　加奈（旧姓田所）
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第１４号
栃木県足利市山下町915番地３　新藤アパート
債務者　鈴木　陵太
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第５５９号
神奈川県藤沢市鵠沼神明５丁目12番18号　サンライフＡ棟102号室、住民票上の住所神奈川県藤沢市宮前369番地の５　おすわ荘102
債務者　深町健太郎
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５６０号
神奈川県大和市中央３丁目10番２号　サンハウス203
債務者　デラクルス　アントニー　ロハス
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５８３号
横浜市金沢区町屋町33番13号　スロジェ町屋201
債務者　松本　隆行
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字両併1588番地
債務者　後藤　良二
1　決定年月日時　平成28年４月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２８年（フ）第６１号
静岡県袋井市葵町１丁目10番地の７
債務者　豊田　雄三
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
静岡県袋井市高尾町２番地の２
債務者　豊田　令子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２５１２号
東京都台東区橋場２丁目16―15―1016　都営橋場二丁目アパート
債務者　宮崎　恵美
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８号
栃木県栃木市岩舟町静566番地２　セジュール喜多Ｂ102
債務者　戸澤　　光
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後１時15分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第２２号
栃木県小山市東間々田３丁目38番19号　レオパレス浅間台202号、従前の住所茨城県常総市向石下952番地　三孝レジデンス　301号室、秋田県由利本荘市薬師堂字堤下１番地27
債務者　髙橋健太郎
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第２７７号
横浜市緑区上山１丁目９番１―709号
債務者　平賀　美香
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６５号
横浜市南区永田東３丁目14番３号　第１すみれ荘２Ｆ
債務者　千葉なつ子（旧姓水本）
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４２７号
横浜市保土ケ谷区上菅田町583番地　仲田マンションＣ棟102号
債務者　内海　眞里
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部